後期高齢者 ● ■ 後期局節で ● ■ 医療制度

被保険者証を2回更新

20 更新

窓口負担割合の見直しに伴い、新しい被保 険者証を簡易書留で2回送付します。期限が切れた 被保険者証は、役場本庁または各地区コミュニティ センターへ返却するか、ご自身で処分してください。



保険料の計算方法

保険料額と納付方法は、7月中旬に町から送付する 保険料納入通知書等でご確認ください。なお、令和 4年度の保険料の計算は、令和3年中(令和3年1 月1日から令和3年12月31日)の所得を用います。



※総所得金額等とは

- ▶各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を 差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山 林所得金額は含みますが、退職所得は含みません。
- ▶基礎控除額 43 万円は、合計所得金額が 2,400 万円を超 えると段階的に減少します。
- ▶遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- ▶各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・ 医療費控除等)は、適用されません。

後期高齢者 医療制度

窓口負担割合の見直し

令和4年

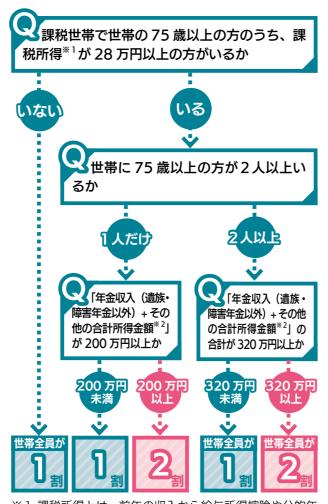
10月1日

10月1日から、医療費の窓口負担割合の 見直しが行われます。一定以上の所得がある方のう ち、窓口負担割合が3割の方を除いて、医療費の 窓口負担割合が2割になります。

区分	令和4年 9月30日まで 自己負担割合	令和4年 10月1日か 自己負担割	
現役並み 所得者	3割	3割	
一般所得者	1割	2割	一定以上所得がある方
) 1割	(IIIaa o o o o

窓口負担割合の判定フローチャート

※現役並み所得者(窓口負担割合3割の方)は対象となりま せん。



- ※1 課税所得とは、前年の収入から給与所得控除や公的年 金等控除、所得控除等を差し引いた住民税納税通知書 の「課税標準」の額です。
- ※2 その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入等から必 要経費や給与所得控除等を差し引いた金額のことです。

国民健康 保険税

未就学児の均等割額が半分に

未就学児に対する均等割額が変更され、令和4年度か ら負担額が半分となります。加入世帯が所得による均 等割の軽減を受けている場合は、軽減額の半分が負担 額となります。

菰野町国民健康	未就学児以外		未就学児	
保険税均等割	医療分	高齢分	医療分	高齢分
軽減なし世帯	27,200円	9,100円	13,600円	4,550円
2割軽減世帯	21,700円	7,200円	10,850円	3,600円
5割軽減世帯	13,600円	4,500円	6,800円	2,250円
7割軽減世帯	8,100円	2,700円	4,050円	1,350円

国民健康保険税

課税限度額の引き上げ

課税限度額

納税義務者 1 世帯に課税される 年間税額の上限額

所得に応じた負担をお願いするため、国民健康保険税 のうち医療給付費分に関連する課税限度額と後期高齢 者支援分に関連する課税限度額をそれぞれ引き上げま した。

医療給付費分 課税限度額















国民健康

住民税申告が必要

軽減を受けるための手続きは不 要ですが、住民税の未申告者が いる場合は軽減の判定ができま せん。所得がない(所得額が0 円) 方でも、世帯主および 18 歳以上の被保険者全員に対し、 申告が毎年必要となります。た だし、家族の扶養親族となって いる方の申告は不要です。



-information-



未就学児の均等割額や課税限度額の引き上げな どに関しての変更点をおしらせします。また、 医療費の窓口負担割合の見直しによる被保険者 証の更新などについてもお伝えします。



保険税の算定に関する問い合わせ

▶税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191



後期高齢者医療制度・介護保険料に 関する問い合わせ ▶住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423

新型コロナウイルス感染症に伴う

- ▶国民健康保険税
- ▶介護保険料
- ▶後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に 伴い、上記の保険税、保険料を減免します。 対象になる方はお問い合わせください。

イルス感染症 の影響により、主 たる生計維持者が 死亡、または重篤 な傷病を負った世 帯の方

感染症の影響によ り、主たる生計維持者の 収入が前年に比べ10分 の3以上減少が見込まれ る世帯で、それぞれの保 険の要件に該当する方



広報こもの No. 743 🗆 🗀 71000

























